

経済財政運営と改革の 基本方針等について

経済財政運営と改革の基本方針について (平成25年6月14日閣議決定、抜粋)

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することと、地方自治体が経済社会構造の変化に円滑に対応できるよう環境整備することが極めて重要となる。

② 重点的取組

(地方財政の健全化、自立促進)

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

-歳入改革-

- ・「日本再興戦略」・「地域の元気創造プラン」の推進等により、地方税収を増やす。
- ・社会保障・税一体改革を着実に推進する。
- ・「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

-歳出改革-

- ・地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る。
- ・PPP/PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

地方財政の改革に向けて

—地方財政を健全化し、自立を促進する—

平成25年5月16日
新藤議員提出資料

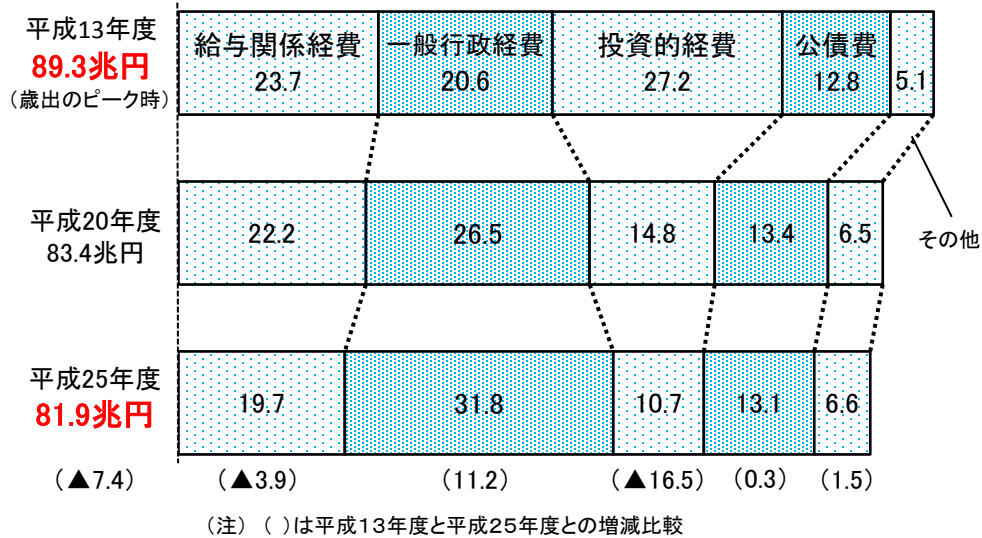
地方財政の現状

1 これまで財政健全化に相当な努力

社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

（単位：兆円）

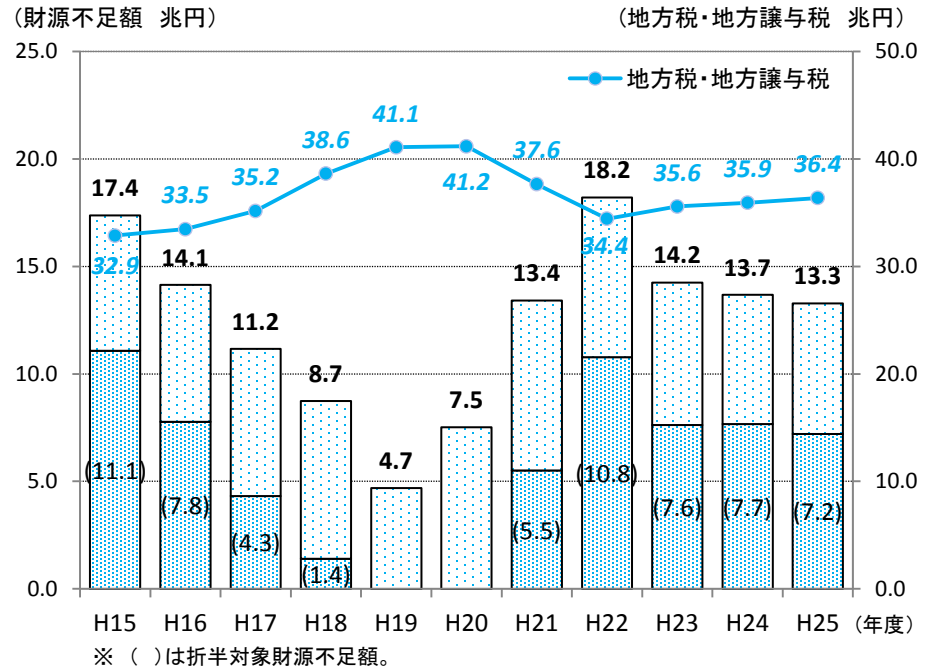


地方公務員の数H6:328万人(ピーク時)→H24:277万人(51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

2 財政状況は依然として厳しい

リーマンショック等により財源不足が拡大。その状況が継続



地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少
 (市町村の不交付団体数 H19:140団体→H24:47団体)

今後の取組方針

ミッション MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン VISION

- I 歳入を充実し、歳出を抑制する
- II 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する
- III 自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍(リーマンショック以前の水準)にすることを目指す

アプローチ APPROACH

- 1 歳入改革
 - ・ 成長戦略・地域の元気創造プランの推進により地方税収を増やす
 - ・ 社会保障・税一体改革を着実に推進
 - ・ 地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正
- 2 歳出改革
 - ・ 国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。メリハリを効かせて歳出を抑制
- 3 頑張る地方の支援
 - ・ 地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援

アプローチ 1 歳入改革

成長戦略・地域の元気創造プランの推進により
地方税収を増やす

- 成長戦略を推進するとともに、地域の元気創造プランにより、
 - ① 地域経済イノベーションサイクルの全国展開
 - ② 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトの2つのプロジェクトについて、地方公共団体が産業、大学、地域金融機関等と連携した取組を支援する。

社会保障・税一体改革を着実に推進

- 地方において1.54%（4.2兆円程度（消費税率1%が2.7兆円程度の場合））の消費税収を増やすことにより、安定的な社会保障財源を確保。
（地方分1.54%：地方消費税1.2%、消費税の交付税法定率分0.34%）

地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正

- 現行の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を抜本的に見直すとともに、地方法人課税の在り方を見直しにより税源偏在の是正の方策を講ずる。

アプローチ 2 歳出改革

国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。
メリハリを効かせて歳出を抑制

- 社会保障関係費の増を極力抑制するとともに、その他の経費の見直しにより、引き続き歳出全体の抑制を行う。
歳出の抑制にはメリハリが必要。地域経済の活性化等の喫緊の課題については、必要な財源を重点的に確保する。

アプローチ 3 頑張る地方の支援

地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を
導入し、頑張る地方を息長く支援

- 地方交付税において、地域経済活性化の取組に必要となる財政需要の算定を行う。
- 算定に当たり、行革努力の取組と、地域経済活性化の成果の2つの観点から、適切な指標を設定する。
〔指標のイメージ〕
 - (i) 行革努力の取組に着目した算定
歳出決算の削減率、人件費削減の取組（給与水準、職員数）
 - (ii) 地域経済活性化の成果に着目した算定
製造品出荷額、農業産出額、小売業年間商品販売額、事業所数 等
- 地方公共団体の息の長い取組を促すため、一定程度の期間、上記の算定を継続する。

平成25年度予算編成に向けた考え方 (平成25年1月 財政制度等審議会)

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

2. 地方財政

(4) 今後の地方税財政のあり方について

今後の地方税財政のあり方については、一昨年12月9日の当審議会財政制度分科会報告「財政の健全化に向けた考え方について」において、

(中略)

- ・ 改革に当たっては、地方税収の偏在性に留意する必要がある。地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行い、地方団体の財政調整のコストを可視化すること（「財政調整目的税」）も将来の選択肢である

との提言を行っている。

(中略)

また、地方税収の偏在に関しては、そもそも、国から地方へという垂直的な財政調整制度である地方交付税制度では、不交付団体・交付団体間の財政調整を行うことは困難であり、今後、地方法人特別税の仕組みの更なる活用・深化も含めて検討し、地方税の中で地方団体間の水平的な財政調整を進めることを考えていく必要がある。

地方財政審議会における地方法人特別税に関する意見

○最近の意見

「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」(平成25年6月5日)(抄)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置として創設された。これらについては、地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。当審議会に設置した「地方法人課税のあり方等に関する検討会」において、引き続き地域間の税源偏在の是正に向け、地方法人課税のあり方について幅広く検討を進めていく。

○これまでの意見

「今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見」
(平成23年12月16日)(抄)

地方法人課税は経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税収が偏在するなどの課題を抱えている。地域間の税源偏在に対応するため、平成20年度税制改正で、法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。しかし、これはあくまでも税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方税の譲与税化であり地方税源充実の方向に反するうえ、その恒久化や更なる規模の拡大は、地方税の根本原則である受益と負担の関係を曖昧にする。社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべきである。

その際には、安定的な地方税の充実や地域間の地方税収の偏在是正を行う観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討するべきである。

地方財政審議会における地方法人特別税に関する意見

「平成21年度の地方財政についての意見」(平成20年12月10日)(抄)

この間の税源偏在の拡大は、三位一体の改革による税源移譲とは関係のない法人関係税の増収の偏在によるものである。なお、景気回復により都市部の法人関係税を中心に地方税が増加したことにより、地域間の財政力格差が拡大したことに対しては、既に、平成20年度から暫定的に地方法人特別譲与税制度を導入するとともに、その財源を活用して地方財政計画上の特別枠として「地方再生対策費」を創設したところである。ただし、こうした措置はあくまで暫定措置であり、今後、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

地方財政審議会における「地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見」（概要）

（平成19年11月16日地方財政審議会）

第一 地方公共団体における財政力格差

- 地方歳出の抑制、特に財政力の弱い団体における地方交付税の抑制と、地方法人二税の急速な回復に伴う地域間の税収差の拡大を背景として、地方公共団体間の財政力の格差の是正問題が喫緊の課題に。

地方一般歳出の削減状況（平成11年度→平成17年度の削減率）

地方全体▲14.6% 財政力指数0.3未満の県▲24.3% 人口5,000人規模の町村▲24.9%

第二 財政力格差の拡大に対する基本的な対応方針

- 財政力格差の拡大への対応策の基本は、偏在度が小さい地方税の充実強化と、地方交付税制度の機能の適切な発揮。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、消費税を含む税体系の抜本的改革等と一体的に行うべきであるが、財政力格差の拡大に早急に対応するため、先行的に地方税収の偏在是正方を講じることが必要。
- 地方交付税の財源調整・財源保障機能を適切に発揮するために必要な地方交付税総額の充実確保、さらに各地方公共団体自身の税源涵養等の施策への取組みも必要。

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策

- 地方税収の偏在是正に当たっては、あるべき地方税体系に向けた改革との整合性を十分に考慮するべき。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、地方消費税の充実を基軸に改革を行うべき。
- 税収の偏在性・安定性の観点から、国・地方を通ずる税体系全体の中で、法人所得課税について、国・地方の税源配分のあり方を検討するべき。
- 早急に地方税収の偏在是正を行う場合には、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべき。
- 地方税収の偏在是正に関し、地方法人二税の税収を地方公共団体間で水平的に配分するとの考え方は、受益と負担の関係を完全に分断する等、税理論上成立し得ない。

第四 地方交付税制度の適切な機能の発揮

- 地方交付税については、地域の再生・活性化や地域住民が将来にわたって安心できるための施策に必要な財源を確実に確保する必要。
- 各地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に当たっては、こうした施策に要する財政需要を適切に反映させる必要。